

県民の
強い結束力で



暴力団 追放!

暴力団を「利用しない」
暴力団を「恐れない」
暴力団に「金を出さない」
暴力団と「交際しない」



鹿児島県暴力団排除条例

主な内容 ●学校等の周囲200mの区域内での暴力団事務所開設の禁止 ●事業者から暴力団員等への利益の供与の禁止 など

あなたの強い味方 公益財団法人鹿児島県暴力団追放運動推進センター TEL.099-224-8601

秘密
相談
無料

お問い合わせ
ご相談は

鹿児島県警察本部 組織犯罪対策課 TEL.099-206-0110